

# 建築物エネルギー消費性能適合性判定業務料金規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、別に定める株式会社C I 東海建築物エネルギー消費性能適合性判定業務規程（以下「業務規程」という。）第18条第1項の規定に基づき、株式会社C I 東海（以下「当機関」という。）が実施する判定の業務の実施に係る料金について必要な事項を定める。

## (判定料金)

第2条 判定料金は、申請建物1件につき、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 評価手法がモデル建物法の場合は、別表1による。
- (2) 評価手法が標準入力法または主要室入力法の場合は、別表2による。
- (3) 変更に係る場合は、前各号にそれぞれ0.5を乗じた金額とする。

## (軽微変更該当証明書交付料金)

第3条 業務規程第11条第4項に規定する軽微変更該当証明書の交付に係る料金は、前条(1)(2)号にそれぞれ0.5を乗じた金額とする。

## (技術的審査料金を減額するための要件)

第4条 業務規程第19条に規定する減額するための要件は次に掲げる場合とする。

- (1) 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出とともに、建築基準法第6条の2第1項の確認の申請を行うとき。
- (2) 標準設計を用いた複数の建築物に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の提出が、一定期間内に見込めるときで、判定の業務が効率的に実施できると当機関が判断したとき。
- (3) あらかじめ当機関が定める日又は期間内に建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を行ったとき。
- (4) あらかじめ当機関が指定するソフトウェアを用いて提出書類を作成し、提出するとき。

## (判定料金を増額するための要件)

第5条 判定料金は、複合建築物その他の判定の業務に要する時間が想定している時間を越えるものとして当機関が判断した場合、増額することができるものとする。

## (判定料金の返還)

第6条 納入した判定料金は、返還しない。ただし、当機関の責に帰すべき事由により判定の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

## (附則)

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

## 判定業務料金規程 別表（消費税別）

別表1

モデル建物法の場合

延べ面積 (㎡)	用途分類 (別表3による)		
	A種	B種	C種
～2,000 未満	170,000 円	100,000 円	60,000 円
2,000～3,000 未満	190,000 円	120,000 円	80,000 円
3,000～4,000 未満	220,000 円	150,000 円	100,000 円
4,000～5,000 未満	250,000 円	180,000 円	120,000 円
5,000～10,000 未満	290,000 円	210,000 円	160,000 円
10,000～20,000 未満	340,000 円	250,000 円	200,000 円
20,000～	見積り		

別表2

標準入力法、主要室入力法の場合

延べ面積 (㎡)	用途分類 (別表3による)		
	A種	B種	C種
～2,000 未満	280,000 円	170,000 円	140,000 円
2,000～3,000 未満	320,000 円	210,000 円	180,000 円
3,000～4,000 未満	370,000 円	250,000 円	220,000 円
4,000～5,000 未満	420,000 円	290,000 円	250,000 円
5,000～10,000 未満	500,000 円	340,000 円	290,000 円
10,000～20,000 未満	580,000 円	390,000 円	340,000 円
20,000～	見積り		

※1 表の延べ面積の算定については、建築基準法の規定により算定する延べ面積とする。

※2 一つの建築物に用途分類が複数ある場合は、A種が含まれるときはA種、A種がなくB種が含まれるときはB種の料金とする。

※3 複合建築物（住宅部分が含まれる建築物）の場合は、非住宅部分により料金を算定する。  
 なお、住宅部分の規模が300㎡以上ある場合は、所管行政庁への図書送付等手数料として10,000円/棟（税別）を徴収する。

※4 増改築の場合の料金は増改築部分の面積により料金を算定する。ただし、既存部分のBEIにデフォルト値を採用する場合に限る。

別表3  
用途分類

確認申請書第四面に記載する用途区分コードにより以下の分類とする。

	適合性判定の対象となる建築物の確認申請書第四面に記載される用途	用途区分コード
A 種	図書館その他これに類するもの	8140
	博物館その他これに類するもの	8150
	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	8160
	老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これに類するもの	8170
	助産所	8190
	児童福祉施設等（前3項に掲げるものを除く。）	8210
	公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）	8230
	診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	8240
	診療所（患者の収容施設のないものに限る。）	8250
	病院	8260
	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場	8370
	体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）	8380
	ホテル又は旅館	8400
	映画スタジオ又はテレビスタジオ	8480
	劇場、映画館又は演芸場	8530
	観覧場	8540
	公会堂又は集会場	8550
	展示場	8560
	ダンスホール	8590
	B 種	個室付浴場に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの
住宅で事務所、店舗その他これに類する用途を兼ねるもの		8060
幼稚園		8070
小学校		8080
義務教育学校		8082
中学校、高等学校又は中等教育学校		8090
特別支援学校		8100
大学又は高等専門学校		8110
専修学校		8120
各種学校		8130
幼保連携型認定こども園		8132
保育所その他これらに類するもの		8180
巡査派出所		8270
公衆電話所		8280
郵便法（昭和22年法律第165号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設（郵便局）		8290
地方公共団体の支庁又は支所		8300
税務署、警察署、保健所又は消防署その他これに類するもの		8330
マーチャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの		8390
日用品の販売を主たる目的とする店舗		8438
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの及び専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）		8440
飲食店（次項に掲げるものを除く。）	8450	

	食堂又は喫茶店	8452
	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業上の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	8456
	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	8458
	物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。）	8460
	事務所	8470
	料理店	8570
	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	8580
C種	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	8310
	建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設	8320
	工場（自動車修理工場を除く。）	8340
	自動車修理工場	8350
	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	8360
	自動車教習所	8410
	畜舎	8420
	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	8430
	自動車車庫	8490
	自転車駐車場	8500
	倉庫業を営む倉庫	8510
	倉庫業を営まない倉庫	8520
	卸売市場	8610
火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	8620	
対象外	一戸建ての住宅	8010
	長屋	8020
	共同住宅	8030
	寄宿舍	8040
	下宿	8050
要相談	その他	8990